

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年5月28日

議席番号

15番

東村山市議会議長 あて

質問者

志村 誠

## 記

## 1. 大切ないのちを守るために

一般市民が AED（自動対外式除細動器）を使用した心肺蘇生（1100 人に実施）により平成 27 年には約 500 人が社会復帰できている。当市の公共施設に設置されている AED が正確に作動し正しく使用されるように以下質問致します。

## (1) AED設置の現状について

- ① 東村山市 HP 内の AED 設置場所が平成 23 年以来 9 年ぶりに更新された。追記された 13 か所の設置時期を伺う。
- ② 市内公共施設等への AED の累計設置台数を改めて伺う。  
また使用実績も伺う
- ③ 平成 17 年度東京都東村山市一般会計補正予算において東京都の 10 分の 10 補助で AED を 14 台購入していると一般質問の議事録にある。  
その後に設置された AED も購入しているのか伺う。
- ④ 市内公共施設等への AED の設置基準を伺う。  
また、15 以上にわたる所管が管理しているが、同じ業者が納品、メンテナンス等をしているのか伺う。
- ⑤ 複合施設（富士見、萩山、秋津、廻田の各公民館、廻田憩いの家等）には施設数分 AED が設置されるべきと思うが見解を伺う。  
また、第 1 第 2 とある児童クラブについても伺う。

## NO. 2

- ⑥ 健康増進課に置かれている AED の使用機会を伺う。また他の施設と違い使用料でなく賃借料となっているが違いを伺う。
- ⑦ ふれあいセンター5 つと西口サンパルネ、久米川駅北口と東村山西口の地下駐輪場、市民スポーツセンターに設置されている AED の使用料はどのような形で計上されているのか伺う。
- ⑧ 令和2年に新設された4児童クラブでは新規にAEDを設置する予定は無く、小学校に既設されている物を使うとのことだが、有事の際の距離的な問題や設置場所の確認等の問題がないか伺う。

### (2) 市民への周知と正確な使用のために

- ① 市の防災マップなどで AED の設置場所また使用方法が市民へ周知されているがそれ以外におこなっている周知方法があれば伺う。
- ② 市内公共施設の平面図に AED の設置場所を明記すると視覚的に周知できると思うが見解を伺う。
- ③ 市内公共施設の職員の救命講習受講率を伺う。
- ④ 市内にあるすべての保育園、幼稚園、小中学校の教職員の救急救命講習率も伺う。